

別表（第3条関係）

R7.7.1～R7.9.30分 前回申請分（申請対象外）

交付対象事業	交付対象施設・要件	交付額
光熱費支援事業	<p>1 光熱費高騰の影響を受けている下記の医療機関等であること。</p> <p>ア 病院、有床診療所（医科・歯科） イ 無床診療所（医科・歯科）、薬局、施術所（柔道整復・あん摩・はり・きゅう）、助産所、歯科技工所 ※公立の医療機関等は除く</p> <p>2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3に基づき、出張のみの届出を行っている施術所は、対象外とする。</p> <p>3 同一開設者が同一敷地内で、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所と柔道整復師法に基づく施術所を開設している場合は、同一の施設とみなす。</p>	<p>ア 5,000円／床 (下限9,000円／施設) ※病床数は、令和7年7月1日時点の許可病床から、令和6年7月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかつた病床を除いた数を基準とする。</p> <p>イ 9,000円／施設</p>
食材料費支援事業	食材料費高騰の影響を受けている病院及び有床診療所（医科・歯科） ※ 公立病院は除く	2,000円／床 ※病床数は、令和7年7月1日時点の許可病床から、令和6年7月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかつた病床を除いた数を基準とする。

R7.10.1～R8.3.31分 今回申請分（申請対象）

交付対象事業	交付対象施設・要件	交付額
光熱費支援事業	<p>1 光熱費高騰の影響を受けている下記の医療機関等であること。</p> <p>ア 病院、有床診療所（医科・歯科） イ 無床診療所（医科・歯科）、薬局、施術所（柔道整復・あん摩・はり・きゅう）、助産所、歯科技工所 ※公立の医療機関等は除く</p> <p>2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3に基づき、出張のみの届出を行っている施術所は、対象外とする。</p> <p>3 同一開設者が同一敷地内で、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所と柔道整復師法に基づく施術所を開設している場合は、同一の施設とみなす。</p>	<p>ア 10,000円／床 (下限18,000円／施設) ※病床数は、令和7年10月1日時点の許可病床から、令和6年10月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかつた病床を除いた数を基準とする。</p> <p>イ 18,000円／施設</p>
食材料費支援事業	食材料費高騰の影響を受けている病院及び有床診療所（医科・歯科） ※公立病院は除く	4,000円／床 ※病床数は、令和7年10月1日時点の許可病床から、令和6年10月1日から1年間一度も入院患者を収容しなかつた病床を除いた数を基準とする。

※ なお、令和8年1月1日時点において、令和7年度実施事業として本要綱の第7条第1項に規定する交付の決定及び額の確定通知を受けている医療機関等においては、交付額の欄中「令和7年10月1日」を「令和7年7月1日」、「令和6年10月1日」を「令和6年7月1日」に読み替えるものとする。